



浦添市建築確認申請等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 6 日

浦添市長

松本 均

浦添市条例第 22 号

浦添市建築確認申請等手数料条例の一部を改正する条例

浦添市建築確認申請等手数料条例（平成12年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

11 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。）の中間検査に関する手数料は、別表第9のとおりとする。

別表第8中「

<p>1 開発行為許可申請手数料</p>	<p>都計法第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査</p>	<p>ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合であって、開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のときは1件につき8,600円、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のときは1件につき22,000円、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のときは1件につき43,000円、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のときは1件につき86,000円、1ヘクタール以上3ヘクタール未満のときは1件につき130,000円、3ヘクタール以上6ヘクタール未満のときは1件につき170,000円、6ヘクタール以上10ヘクタール未満のときは1件につき220,000円、10ヘクタール以上のときは1件につき300,000円</p> <p>イ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合であって、開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のときは1件につき13,000円、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のときは1件につき</p>
----------------------	---	--

		<p>30,000円、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のときは1件につき65,000円、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のときは1件につき120,000円、1ヘクタール以上3ヘクタール未満のときは1件につき200,000円、3ヘクタール以上6ヘクタール未満のときは1件につき270,000円、6ヘクタール以上10ヘクタール未満のときは1件につき340,000円、10ヘクタール以上のときは1件につき480,000円</p> <p>ウ その他の場合であって、開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のときは1件につき86,000円、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のときは1件につき130,000円、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のときは1件につき200,000円、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のときは1件につき260,000円、1ヘクタール以上3ヘクタール未満のときは1件につき390,000円、3ヘクタール以上6ヘクタール未満のときは1件につき510,000円、6ヘクタール以上10ヘクタール未満のときは1件につき660,000円、10ヘクタール以上のときは1件につき870,000円</p>
--	--	--

」

を

「

<p>1 開発行為許可申請等手数料</p>	<p>都計法第29条第1項若しくは第2項の規定に基づく開発行為の許可の申請又は都計法第34条の2第1項の規定</p>	<p>ア 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合であって、開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のときは1</p>
-----------------------	--	--

に基づく開発行為の協議の
申出に対する審査

件につき11,000円、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のときは1件につき26,000円、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のときは1件につき51,000円、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のときは1件につき103,000円、1ヘクタール以上3ヘクタール未満のときは1件につき156,000円、3ヘクタール以上6ヘクタール未満のときは1件につき204,000円、6ヘクタール以上10ヘクタール未満のときは1件につき264,000円、10ヘクタール以上のときは1件につき360,000円

イ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合であって、開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のときは1件につき15,000円、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のときは1件につき36,000円、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のときは1件につき78,000円、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のときは1件につき107,000円、1ヘクタール以上3ヘクタール未満のときは1件につき175,000円、3ヘクタール以上6ヘクタール未満のときは1件につき237,000円、6ヘクタール以上10ヘクタール未満のときは1件につき299,000円、10ヘクタール以上のときは1件につき576,000円

ウ その他の場合であって、開発区域の

		面積が0.1ヘクタール未満のときは1件につき103,000円、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のときは1件につき156,000円、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のときは1件につき240,000円、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のときは1件につき312,000円、1ヘクタール以上3ヘクタール未満のときは1件につき468,000円、3ヘクタール以上6ヘクタール未満のときは1件につき612,000円、6ヘクタール以上10ヘクタール未満のときは1件につき792,000円、10ヘクタール以上のときは1件につき1,044,000円
--	--	--

」

に改め、同表2の項中「開発行為変更許可申請手数料」を「開発行為変更許可申請等手数料」に改め、「変更許可の申請」の次に「又は同条第4項において準用する都計法第34条の2の規定に基づく変更協議の申出」を加え、「870,000円」を「1,044,000円」に改め、「10,000円」を「9,200円」に改め、同表3の項中「都計法第35条の2第4項」を「都計法第34条の2第2項又は第35条の2第4項」に、「46,000円」を「50,000円」に改め、同表4の項中「建築等許可申請手数料」を「建築等許可申請等手数料」に改め、「許可の申請」の次に「又は同条第2項の規定に基づく建築等の協議の申出」を加え、「26,000円」を「28,000円」に改め、同表5の項中「建築等許可申請手数料」を「建築等許可申請等手数料」に改め、「許可の申請」の次に「又は同条第3項の規定に基づく建築等の協議の申出」を加え、「6,900円」を「8,900円」に、「18,000円」を「20,000円」に、「39,000円」を「40,000円」に、「69,000円」を「70,000円」に、「97,000円」を「96,000円」に改め、同表6の項中「1,700円」を「2,300円」に、「2,700円」を「3,500円」に、「17,000円」を「18,000円」に改め、同表7の項中「470円」を「600円」に改め、同表8の項中「5,000円」を「5,500円」に改め、同表9の項を削る。

別表第8の次に次の1表を加える。

別表第9(第7条第11項関係)

手数料の名称	手数料を徴収する事務	手数料の額
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請手数料	盛土規制法第18条第1項又は第37条第1項の規定に基づく中間検査に対する検査	工事区域の面積が500平方メートル以内のときは1件につき6,100円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき6,800円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき7,400円、2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のときは1件につき8,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき9,600円、5,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のときは1件につき10,000円、20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のときは1件につき11,000円、40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のときは1件につき12,000円、70,000平方メートルを超えるとときは1件につき16,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の浦添市建築確認申請等手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。